

(仮称)杵島地域汚泥再生処理センター整備事業

見積提案者募集要項

平成 30 年 9 月

杵東地区衛生処理場組合

目 次

第1章 見積設計図書徴収の目的及び定義.....	1
第2章 整備工事の概要.....	2
1 工事名.....	2
2 施設規模.....	2
3 処理方式.....	2
4 建設場所.....	2
5 敷地面積.....	2
6 放流先.....	2
7 工 期（予定）.....	2
第3章 工事範囲.....	3
1 処理棟新設工事.....	3
2 管理棟新設工事.....	3
3 付帯工事.....	4
4 その他工事.....	4
5 解体・撤去工事.....	4
6 工事範囲外.....	4
第4章 見積設計図書等の提出までのスケジュール.....	5
第5章 見積提案に関する留意事項.....	6
1 見積提案に関する応募資格要件及び証明書類.....	6
2 見積提案に関する留意事項.....	6
3 見積提案に関する手続き.....	7
4 参考資料の閲覧.....	10
5 工事場所の確認（現場確認）.....	11
6 事務局.....	12

第1章 見積設計図書徴収の目的及び定義

杵東地区衛生処理場組合（以下「本組合」という。）が管理・運営するし尿処理施設「杵東地区衛生処理場組合杵東地区環境センター」（以下「現施設」という。）は、昭和 59 年 12 月に供用開始した計画処理量 100kℓ/日の施設である。

現施設は、予備貯留槽設置（平成 4 年 3 月）、夾雑物除去装置及び脱水装置の更新（平成 9 年 3 月）、焼却炉休止に伴うし渣及び汚泥の搬出ルート改造（平成 24 年 4 月）等の大型機器の更新及び改造工事を行うなどして、し尿等の適正処理の維持に努めてきたところであるが、供用から 33 年が経過しており、施設の老朽化の進行状況やし尿処理施設の一般的な耐用年数を勘案すると、施設の更新を速やかに行うことが必要となっている。

以上のことから、本組合は、し尿等の適正処理の安定的な維持と循環型社会形成のさらなる推進を目指すため、環境省所管の「循環型社会形成推進交付金」の交付を受け、現施設を更新して、し尿・浄化槽汚泥及びその他の有機性廃棄物（農業集落排水汚泥）を併せて処理するとともに資源を回収することにより、循環型社会の形成に寄与する施設として、汚泥再生処理センター（有機性廃棄物リサイクル推進施設）（以下、「計画施設」という。）を整備することとした。

計画施設は、プラントメーカー各社の技術的なノウハウで構成された施設であり、発注にあたっては性能発注方式が採用されていること、また、環境省から、近年、新しい技術やノウハウといった価格以外の要素が大きい廃棄物処理施設の発注については、総合評価落札方式を導入し、価格以外の技術的な要素も考慮した上で落札者を決定することが推奨されているため、本組合でも、(仮称)杵島地域汚泥再生処理センター整備工事(以下「本工事」という。)の業者選定にあたっては、総合評価落札方式を導入する計画としている。

本組合では、本工事を実施するに先立ち、見積設計図書及び見積書（以下「見積設計図書等」という。）を提出する見積提案者を公募する。

この見積提案者募集要項は、本組合が見積提案者に対し、見積提案の方法等を説明するために、提示するものである。見積提案者は、見積提案者募集要項の内容を踏まえ、見積設計図書等を提出するものとする。

なお、提出された見積設計図書等は、予定価格や発注仕様書等を検討する上で使用する。

第2章 整備工事の概要

1 工事名

(仮称)杵島地域汚泥再生処理センター整備工事

2 施設規模

計画処理量

し尿 [47] kℓ/日

浄化槽汚泥 [28] kℓ/日^{※1}

合 計 [75] kℓ/日

※1 : 有機性廃棄物（農業集落排水汚泥）を含む

3 処理方式

汚泥再生処理センター（水処理方式^{※1} + 資源化方式^{※2}）

※1 水処理方式：生物学的脱窒素処理方式

汚泥再生処理センター性能指針の「水処理設備の性能に関する事項」に適合している設備・技術によって、し尿・浄化槽汚泥等処理する。

※2 資源化方式：リン回収方式

汚泥再生処理センター性能指針の「資源化設備の性能に関する事項」に適合している設備・技術によって、し尿・浄化槽汚泥または水処理設備から発生する汚泥を資源化（リン回収方式）する。

4 建設場所

佐賀県杵島郡大町町大字福母 1801 番地

（杵東地区環境センター敷地内及び隣接地）

5 敷地面積

約 [10,600] m²

6 放流先

[六角川]（現施設放流先）

7 工 期（予定）

平成 31 年度～平成 34 年度予定（4 ヶ年継続事業）

着 工：平成 31 年 9 月（本契約の締結日から）

竣 工：平成 35 年 3 月

ただし、計画施設供用開始は平成 34 年 3 月 15 日とする。

第3章 工事範囲

1 処理棟新設工事

(1) 機械設備工事

- ア 受入・貯留設備工事
- イ 主処理設備工事
- ウ 高度処理設備工事
- エ 消毒設備工事
- オ 資源化設備
- カ 汚泥処理設備工事
- キ 脱臭設備工事
- ク 給排水設備工事
- ケ その他必要な機械設備工事

(2) 配管設備工事

- ア し尿系統配管工事
- イ 汚水系統配管工事
- ウ 汚泥系統配管工事
- エ 空気系統配管工事
- オ 薬品系統配管工事
- カ 給排水系統配管工事
- キ 臭気系統配管工事
- ク その他必要な配管工事

(3) 電気・計装設備工事

- ア 電気設備工事
- イ 計装設備工事
- ウ 非常用発電設備工事

(4) 土木・建築工事

- ア 受入貯留設備工事
- イ 主処理設備工事
- ウ 高度処理設備工事
- エ 消毒設備工事
- オ 資源化設備工事
- カ 汚泥処理設備工事
- キ 脱臭設備工事
- ク 給排水設備工事
- ケ 処理棟工事
- コ 建築付帯設備工事
- サ その他必要な土木・建築工事

2 管理棟新設工事

(1) 土木・建築工事

(2) 建築電気設備工事

- (3) 建築機械設備工事
- (4) その他工事
- (5) その他の不明確な事項は事前に確認するものとする。

3 付帯工事

- (1) 場内整地工事
- (2) 場内整備工事
 - ア 構内道路及び駐車場工事
 - イ 構内排水設備工事
 - ウ 上水道引込工事
 - エ 植栽・芝張工事
 - オ 門・囲障工事
 - カ 周辺環境整備工事
- (3) 用水引込等工事
- (4) 搬入道路拡幅工事及びそれに伴う付随工事
- (5) 消防水利設置工事
- (6) 治水対策工事
- (7) その他必要な付帯工事
- (8) その他の不明確な事項は事前に確認するものとする。

4 その他工事

- (1) 雑設備工事
- (2) 予備品、消耗品及び消耗資材等
- (3) 説明用調度品等
- (4) その他
- (5) その他の不明確な事項は事前に確認するものとする。

5 解体・撤去工事

- (1) 処理棟解体撤去工事
- (2) 管理棟解体撤去工事
- (3) プラント設備解体撤去工事
- (4) 汚染物除去工事（炉内及び機器内部の残灰を含む）
- (5) ダイオキシン類ばく露対策工事
- (6) 廃棄物運搬・処分費
- (7) その他工事
- (8) 解体撤去跡地整備
- (9) その他の不明確な事項は事前に確認するものとする。

6 工事範囲外

- (1) 構内第1柱までの電気引込工事
- (2) その他不明確な事項は事前に確認するものとする。

第4章 見積設計図書等の提出までのスケジュール

見積設計図書等の提出までのスケジュールを以下に示す。

内 容	日 程 (予定)
見積提案者募集要項の公表	平成 30 年 9 月 27 日 (木)
見積用発注仕様書、様式集等の配布	平成 30 年 10 月 1 日 (月) ～ 10 月 9 日 (火)
見積用発注仕様書及び様式等に係る質疑の受付期限	平成 30 年 10 月 1 日 (月) ～ 10 月 12 日 (金)
見積用発注仕様書及び様式等に係る質疑に対する回答	平成 30 年 10 月 18 日 (木)
見積設計図書の提出期限	平成 30 年 11 月 30 日 (金)

第5章 見積提案に関する留意事項

1 見積提案に関する応募資格要件及び証明書類

見積提案に関する応募資格要件は、以下に示す条件を全て満たすものであること。

参加意思を表明する者は、証明書として、様式 1-1 により参加意思表明書を提出するとともに、様式 1-2 の誓約書を提出すること。

- (1) 本組合の平成 29・30 年度杵東地区衛生処理場組合建設工事入札参加資格者名簿に「建設工事」の登録がされている者であること。
- (2) 建設業法第 15 条の規定に基づく清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を得ている者であること。（原則として 5 年以上施工実績のあること。）
- (3) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 10 年間に、地方公共団体若しくは一部事務組合が発注した汚泥再生処理センターの建設工事（各省庁による交付金又は補助金の交付対象となったものに限る。）で、下記内容の新設工事を元請（共同企業体の場合は代表者に限る。）として竣工した実績を 1 件以上有すること。

◎ 汚泥再生処理センターの建設工事で、処理方式が、標準脱窒素処理方式、高負荷脱窒素処理方式又は膜分離高負荷脱窒素処理方式のいずれかのもので、且つ資源化方式としてリン回収を採用しているもの。

2 見積提案に関する留意事項

(1) 見積設計図書等の内容

見積提案者は、本章 3(5)オに示す項目を基に作成すること。

(2) 応募資格の確認

見積設計図書等の提出に先立ち、前項「1 見積提案に関する応募資格要件及び証明書類」に示す応募資格要件が、今後実施予定の本工事入札の参加資格要件の一部になること（参加資格要件を満たさない場合、見積設計図書を提出しても入札に参加できない。）に留意すること。（参加意思表明書等の提出の際に、前項「1 見積提案に関する応募資格要件及び証明書類（3）」の実績を全て記載した一覧表（施設名、処理方式、処理規模等）（様式は任意）を提出すること。その他、任意で施設パンフレット等添付。）

また、見積設計図書等の提出が今後実施予定の本工事入札の参加資格要件になることに留意すること。

(3) 費用負担

見積提案に係る費用は、全て見積提案者の負担とする。

(4) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

見積提案に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

提出された見積設計図書等の著作権は、見積提案者に帰属する。ただし、本組合が見積提案者の承諾を得た場合には、見積提案者募集要項に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。

(6) 見積設計図書等の取扱い

提出された見積設計図書等については、本組合の承諾無く、引換え、書換え又は撤回をすることができない。また、理由のいかんにかかわらず、返却しない。なお、見積設計図書等は非公開とする。

(7) 公募関係書類の取扱い

本組合が提供する見積提案者募集要項及び公募関係書類は、応募の目的以外で使用してはならない。また、応募の目的の範囲内であっても、本組合の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。

(8) 見積提案無効に関する事項

次のいずれかに該当する見積提案は、無効とする。

ア 文字の解読しがたいもの又はこれを改ざんしたもの

イ 記名押印のないもの

ウ ア及びイに挙げるもののほか、本組合が特に指定した事項に違反したもの

(9) 見積提案の提出期限等の延期等

本組合が必要と認めたときは、見積設計図書等の受付を延期、中止、又は取り消すことがある。

この場合、本組合及び見積提案者は、各自の費用を自己負担する。見積提案者は、本組合に対して、損害賠償請求をすることはできない。

3 見積提案に関する手続き

(1) 見積提案者募集要項の組合ホームページ掲載

本組合は、見積提案者募集要項の本組合ホームページへの掲載を次のとおり行う。

ア 掲載日

平成30年9月27日(木)

(2) 公募関係書類の配布等

公募関係書類の配布等を次のとおり行う。

ア 配布日：平成30年10月1日(月)から平成30年10月9日(火)まで

ただし、大町町の休日を定める条例(平成元年12月26日条例第30号 改正平成4年6月30日条例第16号)に規定する休日を除く(以降、本見積提案者募集要項において、期間の記載があるものは同様の扱いとする。)ものとする。

イ 配布場所：本組合事務局

ウ 配布資料：見積提案者募集要項、見積仕様書、見積仕様書別添資料、様式集

エ 配布方法

本組合にて、証明書類を確認し、要件を全て満たすものに公募関係書類を配布する。

なお、公募関係書類の提供を希望するものは、本組合事務局に電話で連絡し、配布日時の指定を受けること。※上記電話受付は平成30年10月1日(月)午前9時からとする。

(3) 見積提案者募集要項及び公募関係書類に係る質疑の受付

本組合は、見積提案者募集要項及び公募関係書類の内容等に係る質疑を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成 30 年 10 月 1 日（月）午前 9 時から平成 30 年 10 月 12 日（金）午後 3 時までとする。

イ 質疑方法

質疑書（様式 3-1）に質疑内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出することとし、必ず電話にて着信を確認すること。これ以外（電話、口頭等）による質疑は受け付けない。

ウ 提出先

質疑の提出先は、本組合事務局とする。

エ 質疑方法

質疑書においては、質疑がない場合、「質疑なし」と記載した質疑書を提出すること。

(4) 見積提案書類の質疑に対する回答

ア 回答日

平成 30 年 10 月 18 日（木）午後 5 時までに回答

イ 回答方法

本組合は、質疑に対して、質疑書を提出した全社分の回答を取りまとめ、見積提案者が指定するアドレスに送信することにより行う。

なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないととも、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質疑については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

(5) 見積設計図書等の提出

見積提案者は、見積提案者募集要項等の記載に従い、見積設計図書及び見積書を提出すること。

ア 提出期限

平成 30 年 11 月 30 日（金）午後 3 時

イ 提出場所

本組合事務局

ウ 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。郵送の場合は、提出期限内に必着しなければならない。

エ 提出書類

提出書類は、以下のとおりとする。なお、製本スタイルは任意とする。

(ア) 工事費見積書、工事費内訳書：各 1 部

工事費見積書の宛先は杵東地区衛生処理場組合とし、様式は任意とする。

工事費内訳書は、施設の種別に応じて作成するものとし、様式 4-1 とする。

(イ) 見積設計図書（設計計算書、設計仕様書、図面類）：2 部

別途、電子データ(CD-ROM 1 式)も提出のこと。

(ウ) 施設稼働に関する騒音・振動（様式 5-1）

(エ) 施設稼働に関する悪臭（様式 5-2）

オ 見積提案者に対する質疑

本組合は、提出された見積設計図書等の内容について、質疑等があれば電子メールに

て、見積提案者に対して質疑を送付する。見積提案者は、本組合からの質疑に対し、質疑提出時に指定する日時までに電子メールにて本組合へ回答を提出すること。

カ 見積設計図書の構成

見積設計図書として提出する書類を以下に示す。なお、様式は任意とする。

(ア) 設計仕様書

- ① 総則
- ② 計画に関する基本的事項
- ③ 処理設備仕様
- ④ 電気・計装設備仕様
- ⑤ 土木・建築工事仕様
- ⑥ その他設備仕様
- ⑦ 水槽・機器リスト及び主要機器メーカーリスト

(イ) 設計計算書

- ① 設計条件
- ② 水量収支及び汚泥量収支
- ③ 工程別水質及び除去率
- ④ 各設備必要容量・能力・数量等計算書

(ウ) 図面

- ① 全体配置図
- ② 動線計画図
- ③ フローシート
- ④ 水位高低図
- ⑤ 主要機器配置図（各階平面図、主要断面図等）
- ⑥ 土木建築一般図（各階平面図、断面図、立面図、各室面積及び仕上げ表）
- ⑦ 水槽防食仕上げ表等
- ⑧ 受変電設備単線結線図
- ⑨ 計装フローシート
- ⑩ システム系統図
- ⑪ 外構計画図
- ⑫ 工事工程表

(エ) 施設概要説明書

- ① 施設の概要
- ② フローシート
- ③ 水位高低図
- ④ 水量収支及び汚泥量収支
- ⑤ 工程別水質及び除去率
- ⑥ 全体配置図
- ⑦ 車両動線図
- ⑧ 主要機器配置図
- ⑨ 土木建築図面

(オ) 維持管理費

- ① 維持管理費試算書（電気、薬品、プロセス用水等の費用）（様式 4-2）
- ② 点検補修費計算書（稼働後 15 年間に要する定期点検整備費、消耗部品交換費等を主要設備毎に整理する。また、法定点検が必要な項目及びその費用についても整理する。）（様式 4-3）

(カ) 工事費見積書（見積内訳書を含む）

なお、(オ)の①維持管理費試算書に関する費用のうち、薬品費については、見積者にて単価を設定し積算すること。また、電気料金については、九州電力(株)電気供給約款に従うこと。

薬品類の取引単価(税抜き)

名 称		濃度(%)	単 価
上水		—	見積発注仕様書【別添資料-水道料金表】参照
薬品類	メタノール		円/kg
	ポリ硫酸第二鉄		円/kg
	硫酸バンド		円/kg
	高分子凝集剤		円/kg
	固形カチオンポリマー		円/kg
	液体カチオンポリマー		円/kg
	苛性ソーダ(水処理)		円/kg
	塩酸		円/kg
	硫酸		円/kg
	高分子凝集剤(カチオン系)		円/kg
	高分子凝集剤(アニオン系)		円/kg
	消泡剤		円/kg
	活性剤		円/kg
	次亜塩素酸ソーダ		円/kg
	塩化カルシウム		円/kg
	苛性ソーダ(資源化)		円/kg
ケイ酸カルシウム		円/kg	
活性炭	水処理用活性炭(再生炭)		円/kg
	水処理用活性炭(新炭)	—	円/kg
	脱臭用活性炭	—	円/kg

(キ) 施設稼働に関する資料

- ① 施設稼働に関する騒音・振動（様式 5-1）
- ② 施設稼働に関する悪臭（様式 5-2）

4 参考資料の閲覧

参考資料の閲覧を希望する者は、様式 2-1 により事前の申込みを行うとともに、様式 2-2 の誓約書を提出すること。

- (1) 閲覧に供する参考資料
竣工図面（現施設）
- (2) 閲覧申込の受付期間

平成 30 年 10 月 1 日（月）午前 9 時から平成 30 年 10 月 12 日（金）の午後 3 時までとする。

(3) 申込書類の提出先と提出方法

ア 提出先

本組合事務局

イ 提出方法

(ア) 様式 2-1 参考資料閲覧申込書

必要事項を記入し、ファックス又はメールで送信し、電話にて到着確認をすること。

(イ) 様式 2-2 参考資料閲覧に係る誓約書

必要事項を記入し、郵送又は持参により提出すること。

提出方法については、あらかじめ上記の提出先まで電話にて連絡すること。

なお、持参にて提出する場合の受付は現場確認当日でも可とする。

(4) 閲覧期間

平成 30 年 10 月 1 日（月）から平成 30 年 10 月 12 日（金）までの、午前 10 時から正午及び午後 1 時から午後 3 時までとする。

(5) 閲覧にあたっての留意事項

ア 参考資料の閲覧を行う時間は、午前又は午後を 1 単位とし、1 社あたり、2 単位までとする。なお、申込状況によっては、本組合にてスケジュール調整を行うので、これに従うこと。

イ 閲覧に供する参考資料の貸し出しは、原則として行わない。

ウ 参考資料の閲覧にあたっては、閲覧する者の所属企業が確認できる身分証明書を携帯し、本組合の求めに応じてこれを提示すること。

5 工事場所の確認（現場確認）

現場確認を希望する者は、様式 2-3 により事前の申込みを行うとともに、様式 2-4 の誓約書を提出すること。

(1) 現場確認申込の受付期間

平成 30 年 10 月 1 日（月）午前 9 時から平成 30 年 10 月 12 日（金）の午後 3 時までとする。

(2) 申込書類の提出先と提出方法

ア 提出先

本組合事務局

イ 提出方法

(ア) 様式 2-3 現場確認申込書

必要事項を記入し、ファックス又はメールで送信し、電話にて到着確認をすること。

(イ) 様式 2-4 現場確認に係る誓約書

必要事項を記入し、郵送又は持参により提出すること。提出方法については、あらかじめ上記の提出先まで電話にて連絡すること。なお、持参にて提出する場合の受付は現場確認当日でも可とする。

(3) 現場確認の期間

平成 30 年 10 月 1 日（月）から平成 30 年 10 月 12 日（金）までの、午前 10 時から正午

及び午後 1 時から午後 3 時までとする。

(4) 現場確認にあたっての留意事項

ア 現場確認を行う時間は、午前又は午後を 1 単位とし、1 社あたり 2 単位までとする。

なお、申込状況によっては、本組合にてスケジュール調整を行うので、これに従うこと。

イ 現場確認にあたっては、確認する者の所属企業が確認できる身分証明書を携帯し、本組合の求めに応じてこれを提示すること。

6 事務局

杵東地区衛生処理場組合

〒849-2102

佐賀県杵島郡大町町大字福母 1801 番地

(TEL) 0952-82-2460

E-mail : kitoeisei1@themis.ocn.ne.jp

担当 : 井上

以上